

あての木園デイサービスセンターのご案内

～住み慣れた家で、健康で自立した快適な生活が送れますよう、私たちデイサービスセンターが応援します～
(当センターは特別養護老人ホームあての木園に併設されています)



■問い合わせ・見学のご希望の方は

〒929-2378

石川県輪島市三井町小泉上野2番地

☎(0768)26-1910

☎(0768)26-1751

メール: atenoki@skyblue.ocn.ne.jp

HP: <http://www.amusewajima.gr.jp/atenokien/>

社会福祉法人輪島市福祉会 理念「尊厳」「共生」「向上」

基本理念

私たちは、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、地域社会と共に自立した生活を営むことができるように支援します。

私たちは、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ります。

基本方針

1. 超高齢化が進むなか、高齢者を取り巻く環境の変化、介護保険制度を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、当法人の役職員が社会福祉法人の使命や自ら果たすべき役割を再認識し、介護者としての本旨にたちかえり高齢者福祉の進展に寄与します。
2. 地域の方々の社会福祉支援を目的に、誠心誠意のサービスに努めます。
3. 個人の尊厳を保持しつつ、介護サービスが「いつでも・どこでも・だれでも」利用できるように努めます。
4. すべての役職員は、倫理・理念を遵守し、専門性を高め、地域の一員として社会福祉の充実を目指します。

通所介護とは 施設などにおいて日帰り介護や生活機能訓練などを行うサービス

日中、老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

■事業所の概要

- ・営業日: 月曜日～土曜日
- ・営業時間: 午前 10 時 00 分～午後 3 時 30 分 (所要時間 5 時間以上 6 時間未満)
- ・通常の事業実施地域: 旧輪島市(河原田、三井地区)
- ・苦情受付責任者: 施設長: 苦情やご相談は専用窓口で受け付けします

■通所介護費 (1日あたり)

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	5,700円/日	6,730円/日	7,770円/日	8,800円/日	9,840円/日

■加算

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます。

加 算	利 用 料 金
高齢者虐待防止措置未実施減算	1%減算
業務継続計画未策定減算	1%減算
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	3%を加算
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%を加算/回
入浴介助加算(Ⅰ)	400円/日
中重度者ケア体制加算	450円/日
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1,000円/月
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2,000円/月

個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	560円/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	760円/日
ADL 維持等加算(Ⅰ)	300円/月
ADL 維持等加算(Ⅱ)	600円/月
認知症加算	600円/日
若年性認知症利用者受入加算	600円/日
栄養アセスメント加算	500円/月
栄養改善加算	2,000円/回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	200円/回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	50円/回
口腔機能向上加算(Ⅰ)	1,500円/回
口腔機能向上加算(Ⅱ)	1,600円/回
科学的介護推進体制加算	400円/月
事業所が送迎を行わない場合	片道につき470円減算
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220円/回
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180円/回
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60円/回
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	12.0%を加算/月

■その他の費用

①食事等の提供(料金:利用 1 回あたり 700円) ②おむつ代:実費相当額



介護予防・日常生活支援総合事業

通所介護相当サービスとは……

施設などにおいて日帰り介護や生活機能訓練などを行うサービス

日中、老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

要介護状態になることをできる限り防ぐ(発生を予防する)、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的としています。高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援します。

■事業所の概要

- ・営業日: 月曜日～土曜日
- ・営業時間: 午前 10 時 00 分～午後 3 時 30 分
(所要時間 5 時間以上 6 時間未満)
- ・通常の事業実施地域: 河原田地区、三井地区
- ・苦情受付: 責任者: 施設長: 苦情やご相談は専用窓口で受け付けします

■通所介護相当サービス費 (1ヶ月あたり)

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます

1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)		利用料
要支援1		17,980円/月
要支援2		36,210円/月
1月当たりの回数を定める場合(1回につき)		利用料
要 支 援 1	月4回までのサービスを行った場合	4,360円/回
要 支 援 2	月8回までのサービスを行った場合	4,470円/回
高齢者虐待防止措置未実施減算		1%を減算
業務継続計画未策定減算		1%を減算
中山間地域に居住する者へのサービス提供加算		5%を加算/回
事業所が送迎を行わない場合		片道につき470円減算

■加算

※介護保険負担限度割合証に記載されてある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます

加算	利用料
生活機能向上グループ活動加算	1,000円/月

若年性認知症利用者受入加算	2,400 円／月
栄養アセスメント加算	500円／月
栄養改善加算	2,000円／月
口腔機能向上加算(Ⅰ)	1,500円／月
口腔機能向上加算(Ⅱ)	1,600円／月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)※対象者「要支援1」	880円／月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)※対象者「要支援2」	1,760円／月
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※対象者「要支援1」	720円／月
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※対象者「要支援2」	1,440円／月
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)※対象者「要支援1」	240円／月
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)※対象者「要支援2」	480円／月
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1,000円／月
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2,000円／月
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	200円／回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	50円／回
科学的介護推進体制加算	400円／月
介護職員等処遇改善加算	12.0%を加算／月

■その他の費用

①食事等の提供(料金:利用1回あたり700円) ②おむつ代:実費相当額



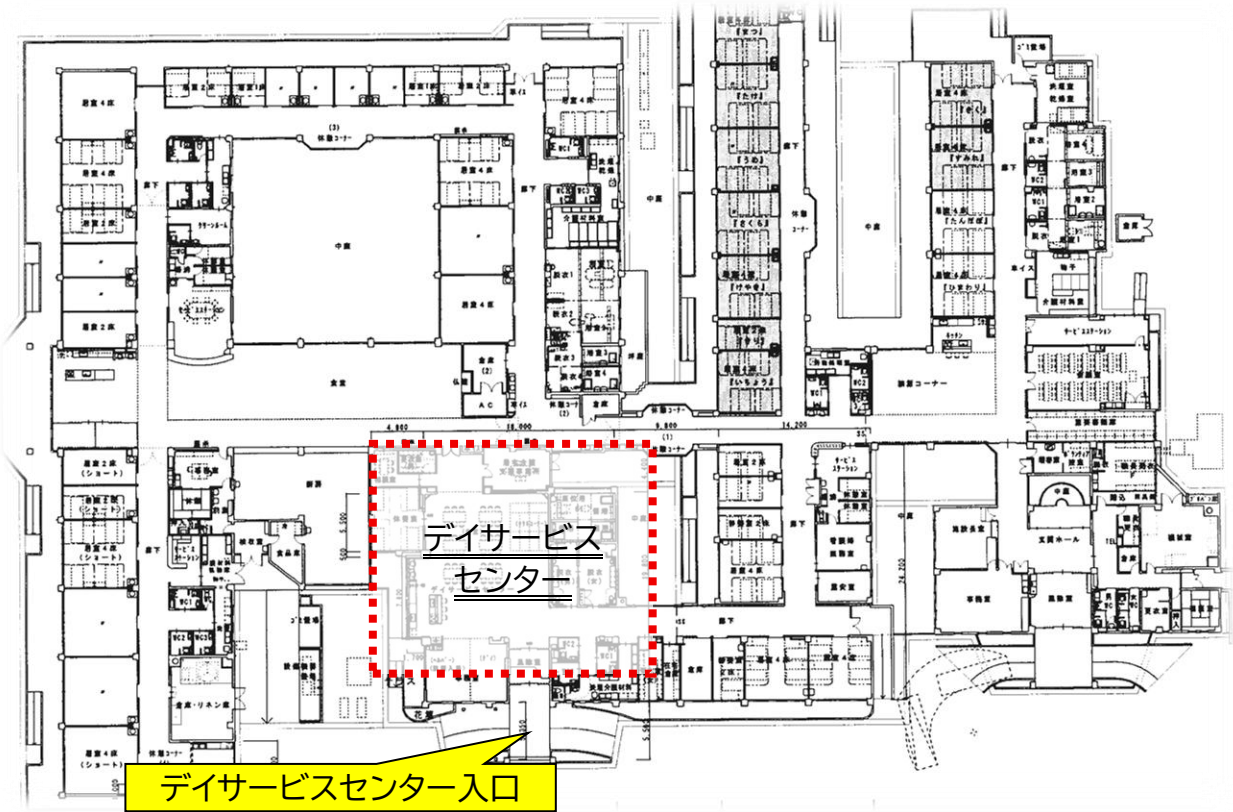
■介護予防・日常生活支援総合事業

通所型サービス C（筋力向上トレーニング事業）

実施施設：高齢者向けトレーニング機器を整備し、実施しています。
プログラムの実施期間：おおむね3箇月程度とし、理学療法士による筋力評価を受け、それに基づくトレーニングを実施します。実施回数は、対象者の負担とならず、かつ、効果が期待できる回数を設定します。
費用負担：スポーツ保険加入分(1年間)
営業日：月・木曜日 午前中
利用金：200 円 1 回あたり
■希望する方は自宅からセンターまで送迎いたします



全館のご案内 Information



【個人情報の保護に関する方針】

利用者に安心の在宅生活をお送りいただけるよう日々努力を重ねております。「個人情報」につきましても適切に保護し管理することが非常に重要と考えております。当法人では、情報公開・開示規程及び個人情報保護規程を定め確実な履行に努めます。

【個人情報保護の利用目的】

当施設・事業所では、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人又はご家族の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 当施設・事業所内部での利用目的

- ① 当施設・事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスに利用にかかる当施設・事業所の管理運営事務のうち次のもの
 - 事故等の報告
 - 当該利用者の介護・医療サービスの向上
 - 入退居等の管理
 - 利用・中止等の管理
 - 会計、経理

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当施設・事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - 利用者に居宅・施設サービスを提供する他の居宅サービス事業所・施設や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - 利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - 家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - 審査払い機関へのレセプトの提出
 - 審査払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 当施設・事業所内部での利用に係る利用目的

- ① 当施設・事業所の管理運営事務のうち次のもの
 - 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - 当施設・事業所において行われる学生等の実習の協力
 - 当施設・事業所において行われる事例研究

2. 他の事業所等への情報提供に係る利用目的

- ① 当施設・事業所の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関への情報提供

